

令和6年度第2回松本市地域包括支援センター運営協議会次第

日 時 令和6年11月27日（水）
午後1時30分から
会 場 東41会議室

1 開 会

2 会議事項

(1) 報告事項

ア 居宅介護支援事業者の介護予防支援の指定状況について（報告） 資料1

イ 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る条例の一部改正（予定）
資料2、別紙

ウ 松本市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正（予定） 資料3

(2) 協議事項

ア 総合相談事業の一部委託について 資料4-1, 2

イ 地域包括支援センターにおける職員配置について 資料5

3 閉 会

令和6年度 松本市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

(任期:令和6年5月1日～令和9年4月30日)

No.	氏名	所属等	備考
1	ハタモトユキ 羽田 原之	松本市医師会(理事)	副会長
2	ヤマザキイチロウ 山崎 一郎	松本市歯科医師会(副会長)	
3	ホンボタケトシ 本保 武俊	松本薬剤師会	
4	タナカ 田中 さつき	長野県社会福祉士会	
5	ミヤタケチナミ 宮武 千奈美	長野県看護協会	
6	スギモトユミコ 杉本 裕美子	長野県介護福祉士会	
7	マツシタミサコ 松下 美佐子	長野県介護支援専門員協会	
8	ナカザワシンイチ 中澤 伸一	松本市民生委員・児童委員協議会(副会長)	
9	アオキタダタカ 青木 忠孝	松本市高齢者クラブ連合会(副会長)	
10	シリナシハマヒロユキ 尻無浜 博幸	学識経験者(松本大学)	会長
11	セキナガノブコ 関永 信子	公募委員	

居宅介護支援事業者の介護予防支援の指定状況について（報告）

令和6年4月の介護保険法施行規則改正により、地域包括支援センターの業務負担軽減の観点から、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが可能となりました。

令和6年4月より、指定申請のあった下記事業所について指定しましたので報告します。

記

1 改定概要

裏面参照

2 指定介護予防支援事業所（居宅介護支援事業者）

(1) 指定事業所数 13事業所 (令和6年11月1日時点)

事業所名	指定年月日
居宅介護支援センター歩	令和6年4月1日
居宅支援センターふれあい	令和6年4月1日
居宅介護支援事業所サルビア	令和6年4月1日
あゆみケアセンター	令和6年4月1日
社会福祉法人松本市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	令和6年4月1日
社会福祉法人松本市社会福祉協議会北部居宅介護支援事業所	令和6年4月1日
社会福祉法人松本市社会福祉協議会西部居宅介護支援事業所	令和6年4月1日
社会福祉法人松本市社会福祉協議会四賀居宅介護サポートセンター	令和6年4月1日
居宅介護支援事業所みはらし	令和6年4月1日
居宅介護支援事業所 ケアマネとらじ	令和6年4月1日
相澤居宅介護支援事業所	令和6年7月1日
相澤居宅介護支援事業所にいむら	令和6年7月1日
相澤居宅介護支援事業所松本みなみ	令和6年7月1日

(2) 指定介護予防支援事業所（居宅介護支援事業者）担当件数（令和6年11月1日時点）

493件

3 その他

居宅介護支援事業者が介護予防支援を行うにあたっては、地域包括支援センターの一定の関与を担保する必要があるとあり、松本市地域包括支援センター運営協議会においても市内の介護予防支援の実施状況を把握いただく趣旨から、今後も継続して報告をさせていただきます。

また、今後においては、介護予防支援の実施状況から介護予防支援事業所の指定に関するご意見を伺えればと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

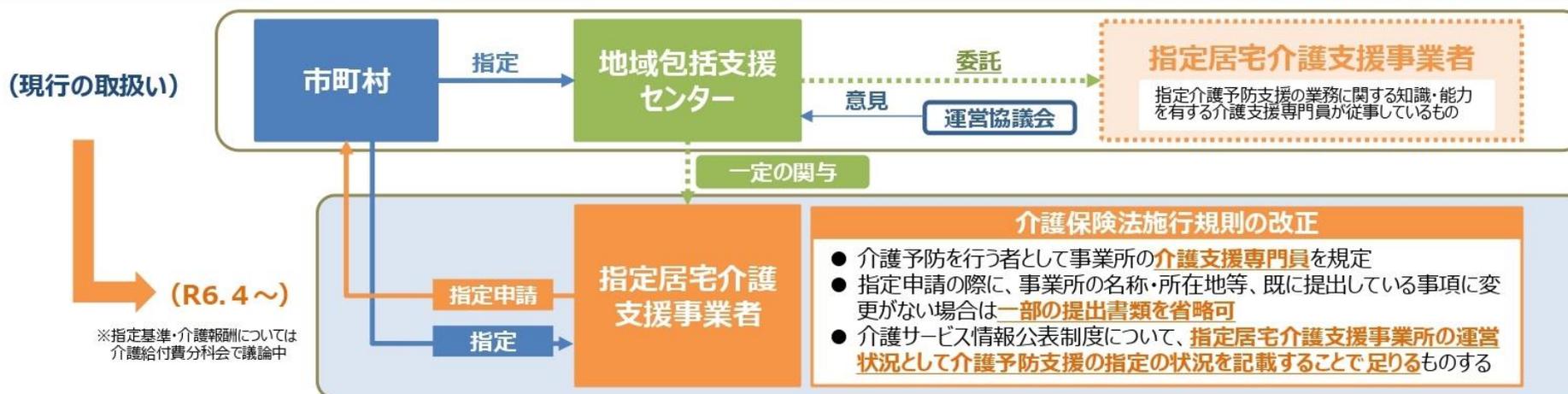
1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○			

介護予防支援の指定対象の拡大 (介護保険法施行規則の改正)

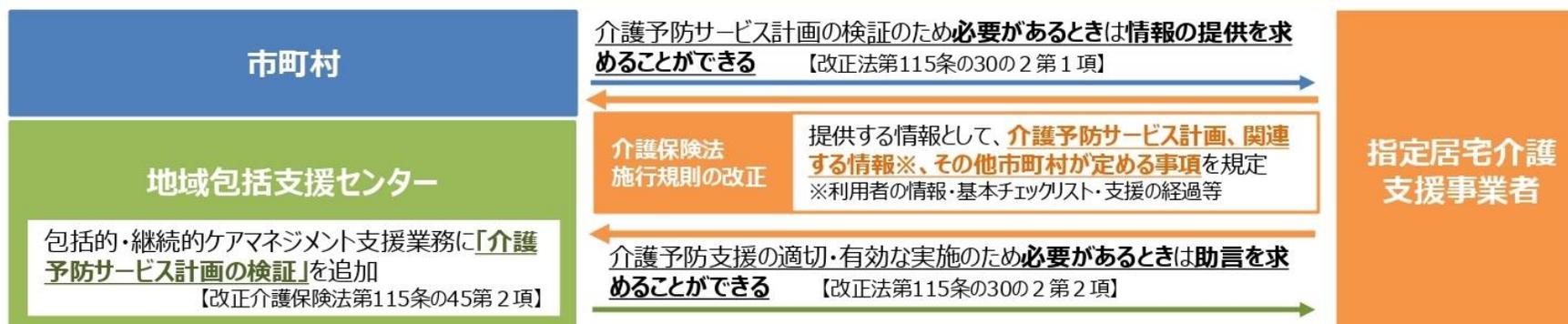
「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当**である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



(報告事項)

地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る条例の一部改正（予定）

1 概要

地域包括支援センターの人材確保が困難となっている状況を踏まえ、令和6年4月1日に介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの職員の配置基準が改められました。これに伴い、「松本市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例」の一部改正案を12月議会に提出します。

2 改正内容

地域包括支援センターに配置する3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）は、それぞれ常勤職員の配置が必須としておりますが、以下のとおり改正します。

(1) 地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、地域包括支援センターに配置すべき職員の員数について、常勤換算方法※により配置基準を満たすことができるように改正します。

※常勤換算方法とは、非常勤職員の勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより計算する方法です。（別紙イメージ図参照）

(2) 地域包括支援センター運営協議会が効果的な運営に資すると認める場合は、複数の地域の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した人数をもとに、3職種の常勤職員の員数を配置し、配置基準を満たすことができるように改正します。ただし個々のセンターには3職種のうち2職種以上の常勤職員を配置する必要があります。

3 今後の対応

今回の改正は介護保険法施行規則の改正に伴い行うものです。引き続き常勤職員の配置を原則とし、人材確保が困難な場合は、事前に本運営協議会に諮った上で、必要と認める場合に限り上記方法により職員の配置を行います。

4 施行期日

公布の日から施行する。

(報告事項)

松本市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正（予定）

国の通知改正に伴い、今後、松本市地域包括支援センター運営協議会設置要綱を一部改正予定です。改正の内容については、下記のとおりです。

(1) 主な変更点

ア 以下の所掌事項を追加

- ・「センターの職員配置基準に関すること」
- ・「センターが総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号に定める事業をいう。）の一部委託を行うことに関すること」

イ 会議方法の追加

- ・会長が必要と認める場合、対面以外の方法により会議を開くことができることとする。

(2) 施行日

告示の日から施行する。

「松本市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例」の改正案を12月議会に提出予定です。本条例が改正された場合に、上記についても改正手続きを進めます。

改正前	改正後
<p>(所掌事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。</p> <p>(1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。</p> <p>(2)~(6) [略]</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>2</u>~<u>4</u> [略]</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。</p> <p>(1) センターの設置等に関すること。</p> <p>(2) センターの職員配置基準に関すること。</p> <p>(3) センターが総合相談支援事業(法第115条の45第2項第1号に定める事業をいう。)の一部委託を行うことに関すること。</p> <p>(4)~(8) [同左]</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 [同左]</p> <p><u>2</u> 会長は、必要があると認めるときは、対面以外の方法により会議を開くことができる。</p> <p><u>3</u>~<u>5</u> [同左]</p>

地域包括支援センター職員の総合相談事業の一部委託に関する意見

1 地域包括支援センター職員への意見聴取

令和6年7月開催の第1回松本市地域包括支援センター運営協議会において、総合相談事業の一部委託について協議いただいた際、地域包括支援センターの意見を聞くべきとのご意見がありました。そのため令和6年8月に地域包括支援センターへヒアリングを実施しました。地域包括支援センターの主な意見は以下のとおりです。

2 主な意見

◎総合相談の一部委託に賛成できない

(理由)

- ・相談者にメリットがない
- ・委託しても業務負担軽減につながらない

(1)市民・相談者の立場から

ア 適切なサービスが受けられない

過剰なサービスにより、自立支援につながらない。

イ 満足な相談ができない

受託先で相談が解決しない。たらい回しされる。

ウ どこに相談したらよいかわからない

相談窓口が増えるとわかりにくい、選択できない。

(2)地域包括支援センターの立場から

ア 公平性が保てない

委託を受けた事業所(居宅)によっては過剰なサービス提供や抱え込みになる。

イ 相談スキルの不足

委託先には3職種がそろっていないことが予想され、複雑・困難な相談には対応ができず、包括へ戻ってくるだろう。

多機関の連携が必要なケース等への対応ができない。

ウ 連携の難しさ

相談窓口が増えることで、連携が難しくなる。

エ 相談が減少しない

相談窓口が増えても、相談者側で適切な窓口を選択できないと相談は減少しない。

総合相談事業の一部委託に関する松本市方針(案)

1 松本市としての方針案

- (1)総合相談事業の一部委託については、当面実施しない。
- (2)令和7年度に総合相談事業の円滑な連携について、関係部門と検討を行う。

2 現状

- (1)地域包括支援センターがキャッチした相談を他の支援機関につなげられないため、高齢者以外の相談も地域包括支援センターが継続して抱えている。
- (2)地域差はあるが、地区生活支援員との連携は、構築できてきている。

3 総合相談事業における地域包括支援センターにとっての課題

(1)相談機関との連携

- ・地区担当保健師の積極的な介入を期待。
- ・障がい福祉、生活福祉との連携が困難。

(2)相談に係る関係課の意思統一

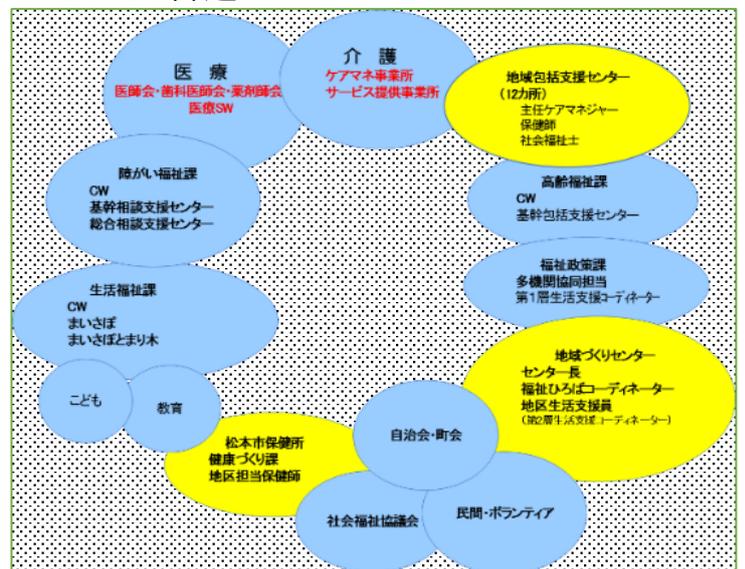
連携して一緒に考える体制の構築が必要。

(3)相談者に対する視点のギャップ

- ・どうしたら生活がよくなるか
- ・所管対象者かどうか

(4)バックアップ体制

- (5)右図  部分の相談(主な支援者が明確でない相談)に対し誰がどのように対応していくか



4 今後の対応

- (1)総合相談事業の一部委託に関して、他中核市の取組み状況を注視(継続調査)していく。
(令和7年度以降継続)
- (2)対応すべき課題の優先順位を検討し、到達目標を設定する。
- (3)市役所関係課(納税課、福祉政策課、障がい福祉課、生活福祉課、西部福祉課、健康づくり課、保健予防課、子ども福祉課、子ども発達支援課、保育課、住宅課、学校教育課、地域づくりセンター、福祉ひろば、公民館等)と、地域包括支援センター及び関係課の課題を共有し、対応方針を現場レベルで検討。
→対応方針の方向性を運営協議会及びその他関係機関で協議。
令和7年度:関係課と協議
令和8年度:運営協議会で再協議
- (4)地域包括支援センター間のつながりを強化する。対応好事例や困難ケースにおける対応方法など、地域包括支援センター間で参考となる事項の共有を行う。

地域包括支援センターにおける職員配置について

令和6年3月の介護保険法施行規則の改正により、地域包括支援センターが置くべき常勤の職員の員数は、地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができることとなりました。

これに伴い、松本市における地域包括支援センターへの職員配置の考え方について、以下のとおり整理することとしたため、ご協議をお願いいたします。

1 育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度等利用者についての取扱い方針の変更

これまで「常勤」として取り扱っていなかった育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度等を利用する職員について、週30時間以上の勤務で「常勤」と取り扱うことを認めることについて、ご協議をお願いします。

(1) 経緯

ア 令和3年度介護報酬改定

「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法により育児又は介護の短時間勤務制度等を利用する場合に、週30時間以上の勤務で「常勤」として取り扱うことを認める。

イ 令和6年度介護報酬改定

「常勤」の計算に当たり、アに加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として取り扱うことを認める。

(2) 対象

ア 育児・介護休業法による育児又は介護の短時間勤務制度等を利用する者

イ 「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する者

(3) 市への報告

受託法人は、次の内容について書面にて市へ報告を行います。

ア 短時間勤務制度を利用する者の職種及び期間

イ 短時間勤務制度を利用する者の勤務予定時間

ウ その他市が必要と認める内容

(4) 委託料への影響

「常勤」として取り扱うため委託料の減額は行いません。ただし、週30時間未満の勤務時間となる場合には、委託料の減額を行います。

2 常勤換算方法による職員配置（別紙イメージ図参照）

介護保険法施行規則の改正により可能となった「常勤換算方法による職員配置」を行う場合の実施方法について、ご協議をお願いします。

(1) 経緯

ア 令和6年4月1日介護保険法施行規則の改正

地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化のため、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法を可能とする。

イ 松本市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部改正（予定）

上記アに対応するため、常勤換算方法を可能とする条例改正案を令和6年松本市市議会12月定例会へ提出する。

(2) 常勤換算方法の実施方法について（案）【網掛け部分が事務局案の部分です】

ア 常勤換算方法

常勤換算方法とは、非常勤職員の勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより計算する方法です。

(1か月の計算式)

$$1 \text{ か月の非常勤職員の勤務延時間数} / 1 \text{ か月に常勤職員が勤務すべき時間数} = \text{常勤換算数}$$

(ア) 計算にあたっては、1か月を基本として計算します。

なお、勤務延時間に参入する職員は、当該職種に専従の非常勤職員3人を上限とします。

(イ) 非常勤職員の休暇及び出張（ただし、包括的支援事業に係る出張（地域包括支援センター職員を対象とした研修等）は除く。）の時間は、常勤換算方法における勤務延時間数に含めることができません。※〈参考〉参照

(ウ) 常勤換算数は、小数点以下第2位を切り捨てて算出します。

(エ) 常勤換算数が、配置職員数に満たない場合、委託料を減額します。

イ 常勤換算方法の実施条件

(ア) 常勤職員を配置することが著しく困難であること。

(イ) 常勤換算方法の対象は、3職種のうち1職種とする。

(ウ) 常勤換算数が1.0以上であること。

ウ 常勤換算方法を実施するための手続き

(ア) 常勤換算方法の実施に関する申し出

受託法人は、承認依頼を市へ提出し、次の内容について市と協議を行います。

a 常勤職員を配置することが著しく困難な理由

- b 常勤換算方法によって配置しようとする職種及び期間
- c 常勤換算方法によって配置する非常勤職員の保有資格及び勤務予定時間
- d 常勤職員・非常勤職員間の情報共有方法及び責任体制
- e 非常勤職員の人材育成方法
- f その他市が必要と認める内容

(イ) 松本市地域包括支援センター運営協議会の承認

松本市地域包括支援センター運営協議会において、常勤換算方法によって常勤職員に代えて複数の非常勤職員を配置することの可否を判断します。

(ウ) 承認通知

松本市地域包括支援センター運営協議会が常勤換算方法による配置を認めた場合、市は承認通知を発送します。

(エ) 緊急時の対応

職員の病気療養等の事前に想定することが困難な事由により、常勤職員の配置が困難な場合、次回の松本市地域包括支援センター運営協議会の開催月末までの常勤換算方法による職員配置を認めます。この場合においても、(ア)に従い事前に市と協議を行うものとします。また常勤換算方法による職員配置実施後、最初に行われる松本市地域包括支援センター運営協議会において、承認を受けることとします。なお、同協議会において承認が得られなかった場合、同協議会開催の翌月からの常勤換算方法による職員配置は認められません。

3 上記1及び2の適用開始時期

令和7年4月1日以降

〈参考〉

運営基準等に係るQ&Aについて（平成14年3月28日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）抜粋

【常勤換算方法により算定される従業者の休暇等の取扱い】

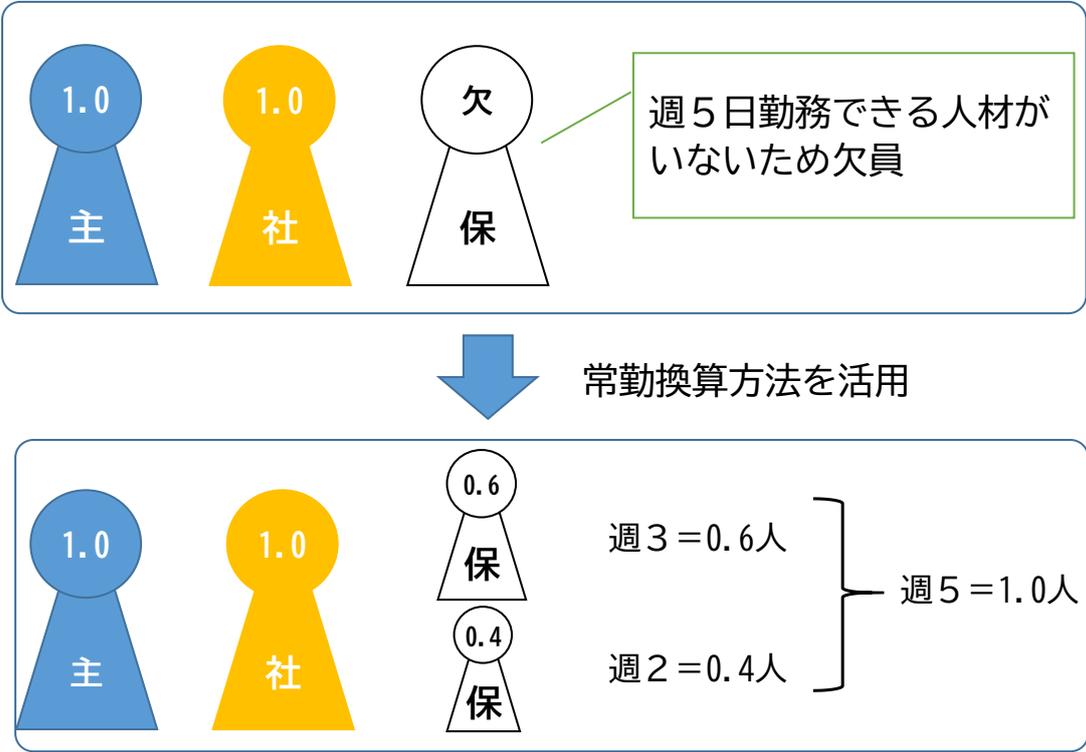
Q 常勤換算方法により算定される従業者が出張したり、また休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。

A 常勤換算方法とは、非常勤の従業者について「事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法」（居宅サービス運営基準第2条第8号等）であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間（又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む））として明確に位置づけられている時間の合計数」である（居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(2)等）。

以上から、非常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」）の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。なお、常勤の従業者（事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(3)における勤務体制を定められている者をいう。）の休暇等の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとする。

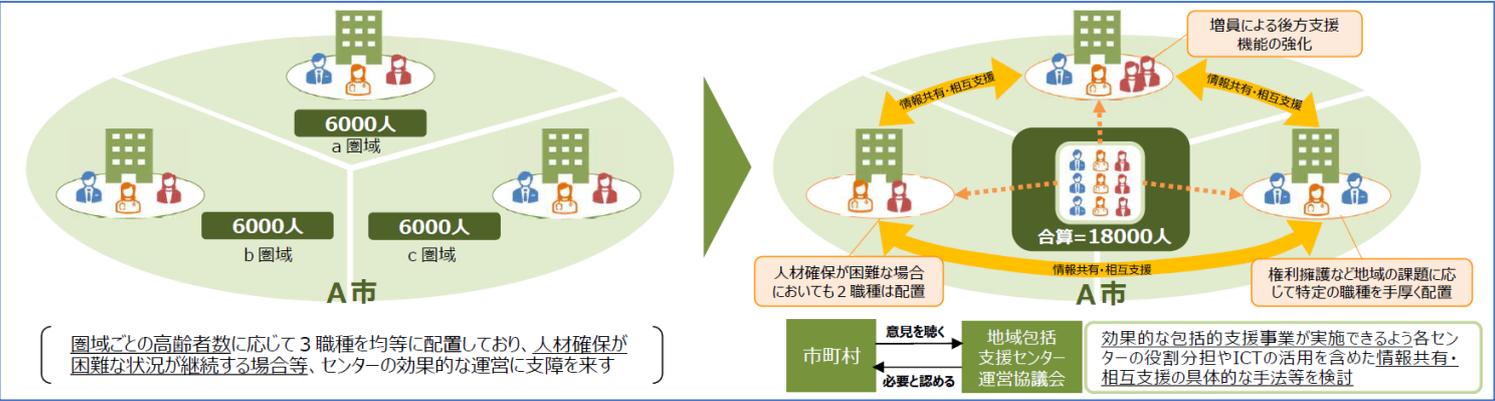
人員配置基準の緩和イメージ図

(1)常勤換算方法



主：主任介護支援専門員 社：社会福祉士 保：保健師

(2)複数拠点で合算して3職種を配置



令和5年12月22日「社会保障審議会介護保険部会（第110回）資料2」より抜粋